

笠置町監査委員告示第 14 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 6 年 12 月 20 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和 6 年 12 月 6 日（金）

午後 2 時 00 分から午後 4 時 28 分まで

場 所 笠置町役場 2 階 議員控室

- 監 査 対 象
- 1 一般会計・特別会計（令和 6 年 10 月末分）について
 - 2 建設工事の入札に係る誤りについての再発防止策の確認（書面）
 - 3 総合計画の今後の考え方や推進及び評価点検について
 - 4 債権管理条例について

2. 監査内容

最初に令和 6 年 10 月末分の例月出納検査を実施。その後、定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和 6 年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 例月出納検査について（一般会計・特別会計（令和6年10月末分））

令和6年10月末現在における各会計、基金等に係る現金、預金等の出納保管状況、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について増田会計管理者より説明、検査の対象となった現金等の支出について、会計管理者から提出された資料と関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査手続きを実施した。令和6年10月末日現在における、預金及び借入金の金額並びに会計管理者から提出された収支の状況に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿などの記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

② 建設工事の入札に係る誤りについての再発防止策の確認(書面)

10月の監査時に指摘した再発防止策として、作成された再発防止マニュアルを交えて説明を受ける。二重チェックや、エクセルだけではなく各課員で電卓も使用し設計書に誤りがないか確認する形が示された。時間はかかるかもしれないが、しっかりこれに基づき対策してもらい、今後は入札の誤り等が起こらないように努めてほしい。

③ 総合計画の今後の考え方や推進及び評価点検について

PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのステップを順番に繰り返すことで、業務やプロセスを継続的に改善していく手法）に基づいて進めている。少しずつでも総合計画に記載している笠置町の目指す姿に近づけていけるよう、民間アドバイザー等に相談もしながら進めているところとの説明があった。これからは、実施計画に基づいた年度別の計画をきっちり立てていく必要があり、原課で自分たちの政策をどう進めていくかしっかり考えていってほしい。

④ 債権管理条例について

条例、規則が配布され説明を受ける。条例の第4条町長の責務で、督促、滞納処分、強制執行、担保等必要な措置を取るとともに、催告等を適切に行い、町の債権の保全、徴収等を適正に処理しなければならないとなっており、それをした上で次に第9条強制執行を行う必要がある。それでもどうしてもならない場合に、徴収停止の第11条にという流れになる。そこまでのプロセスをしっかり職員の共通認識として取り組んでいけるように、き

っちり取り扱いを示すマニュアルを整備し、それに基づいて処理して欲しい。

その他

支出負担行為については、これまで笠置町では兼命令書で同時に処理をしていたところであるが、今後は会計規則や要綱を整備する等精査し、適切に運用することを求める。

以 上